

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

本市は千葉県の中南部に位置し、北東部を君津市、東南部を鴨川市、南部は鋸山を隔て鋸南町に接し、西部は東京湾に臨み、対岸に神奈川県横須賀市と相對している。

面積は205,53km<sup>2</sup>を有しており、北部はおおむね平坦で田畑が多く、砂土であるため、地味は余り肥沃ではないが灌漑により耕作に適しているとともに、富津沖埋立により大規模な火力発電所、技術研究所等があり工業地帯を形成している。

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、富津市地域防災計画やハザードマップを基に現状分析を行う。

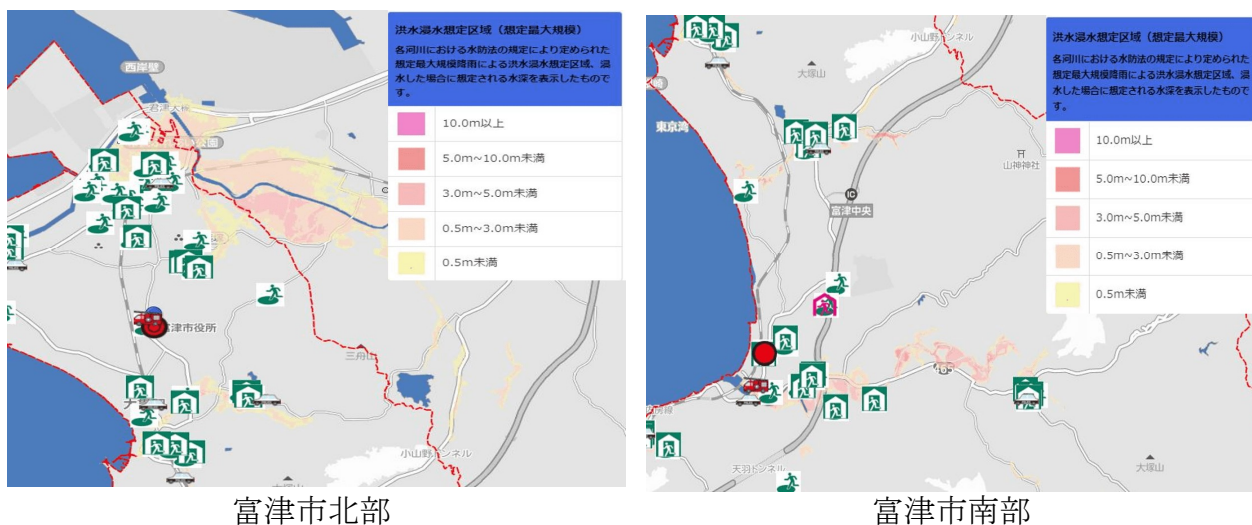
1 地域の災害リスク

(1) 洪水

当市のハザードマップによると、各河川における水防法の規定により定められた想定最大規模降雨によって小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、二間塚地区では最大3m～5m未満の浸水が予想されている。当会の所在する場所への浸水被害はないと見込まれているが、当会から1km圏内の小規模事業者が集積する市街地において、0.5m～3m未満の浸水・洪水が予想されている。また、湊川の浸水想定区域は、東郷橋より下流の広い範囲で想定されており、想定し得る最大規模の降雨によって湊川及びその支川が氾濫した場合の想定で、湊川沿いの低地では最大で10m以上浸水すると予想されている。

また、令和4年3月に、岩瀬川・小久保川・染川・北上川・白狐川・金谷川の洪水浸水想定区域が公表され、市街地への浸水が想定されている。

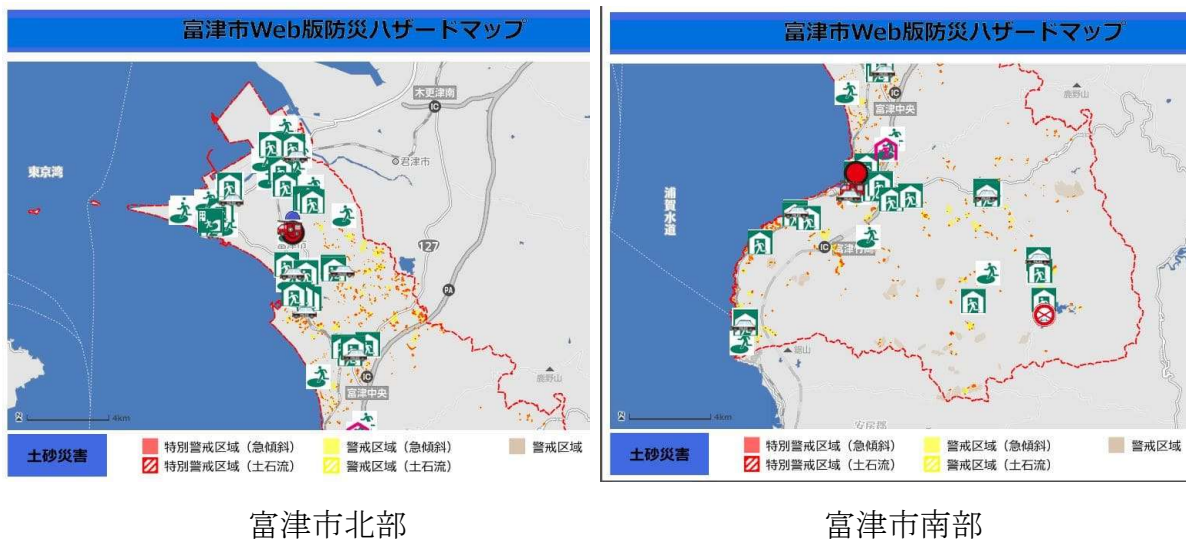
(出典：富津市WEB版ハザードマップ 洪水)



## (2) 土砂災害

当市には、土砂災害危険箇所が730か所分布する。急傾斜地崩壊危険箇所は653か所で、市域に広く分布している。土石流危険渓流は72か所、地すべり危険箇所は5か所が指定されているほか、その他、急傾斜地の崩壊、土石流について743か所が土砂災害警戒区域に指定されている。当会や当会周辺の小規模事業者が集積する市街地においては、これら指定箇所エリアからは外れているが、上総湊駅周辺の一部地域では、国道127号沿いの商業地でも土砂災害の特別警戒区域、警戒区域として指定されているエリアがある。

(出典：富津市WEB版ハザードマップ 土砂災害)



## (3) 地震

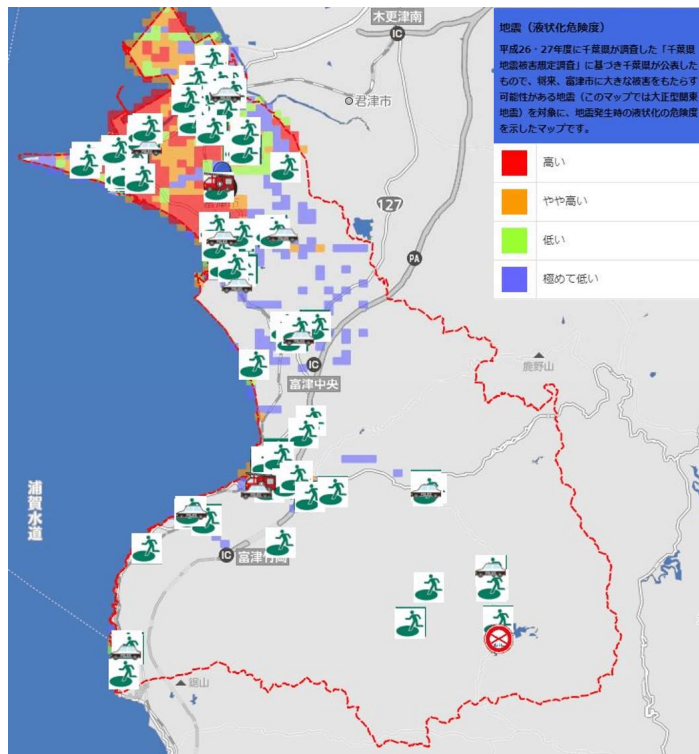
国の地震調査委員会（2014）によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

なお、本市は、市街地の多くが海岸及び河川沿いに位置し、津波や地盤の液状化による被害を受けやすい状況にあり、市街地への人口集中は今後も続くことが予想されることから、地震災害の危険性は拡大する傾向にあることに留意する必要がある。

富津市地域防災計画では、当市の地震による被害が最も大きくなる三浦半島断層群による地震（震源の深さ：約14km、マグニチュード：6.9）が発生した場合の被害想定を行っており、建物全壊が約3,847棟、死者数が65名、重軽傷者数が800名、避難者は21,239名と予想されている。

なお、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の当市の被害状況は、住家への被害が計26件、漁船への被害が計65件、5漁協での海苔網の破損等が発生し、1,178人が計17か所の避難所に避難している。

(出典：富津市WEB版 地震ハザードマップ)

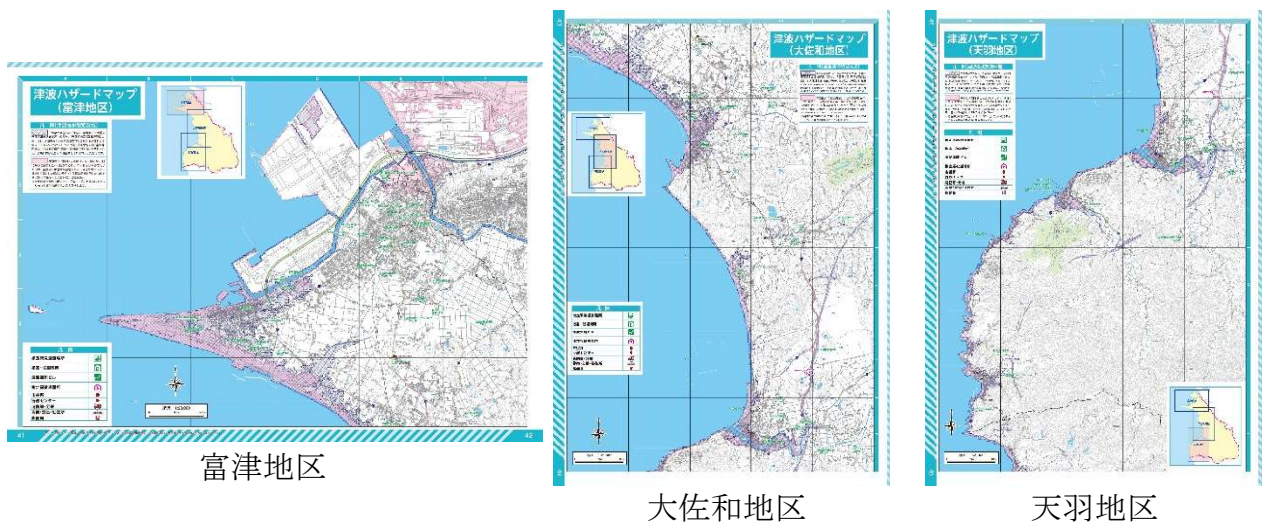


(4) 津波

富津市地域防災計画によると、元禄地震を想定したシミュレーション結果では、津波の高さが千葉県内房で最大5m～11m、東京湾内湾では最大3m以下と予想している。

また、津波による浸水被害は、最も浸水域が広い大津波警報10mのケースの場合で、沿岸部のほぼ全域で浸水深2m以上となるほか、湊川を遡上する津波は館山自動車道以東へ到達すると予測している。

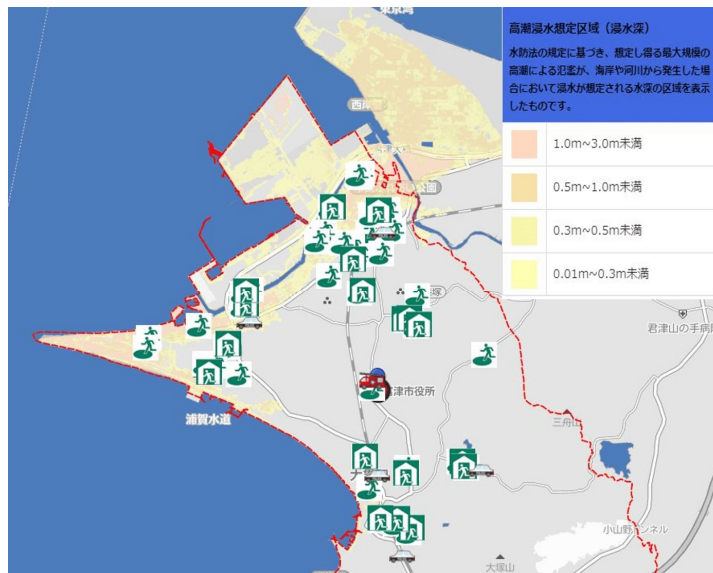
(出典：富津市防災ハザードマップ 津波)



(5) 高潮

千葉県が令和4年6月に高潮浸水想定区域を指定し、当会から1km圏内の市街地において、0.5m～1.0m未満の浸水が想定されている。

(出典：富津市防災ハザードマップ 高潮)



(6) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(7) その他

令和元年9月の台風15号では、強風を伴った大雨により最大時間雨量73ミリメートルを記録し、重傷者1名、軽傷者1名、道路・河川等の倒木・土砂災害が172件、道路通行止め箇所が90路線、停電最大26,200軒（最長17日間）、断水最大2,000戸（最長11日間）発生しており、農業施設や農産施設、農地、林道、漁船等市内全域にわたり甚大な被害が生じた。

## 2 商工業者の状況

(1) 商工業者数 1, 911者 (平成28年度経済センサス)

(2) 小規模事業者数 1, 523者 (平成28年度経済センサス)

(3) 内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (立地状況等)
建設業	278	261	市内に広く分散
製造業	159	130	市内に広く分散
卸・小売業	478	300	市内に広く分散
サービス業	686	567	市内に広く分散
その他	310	265	市内に広く分散
合計	1, 911	1, 523	

## 3 これまでの取組

(1) 当市の取組

### ① 富津市地域防災計画の策定

当市では、富津市防災会議が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、富津市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、防災関係機関及び市民、事業所等が連携のもと、その全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「富津市地域防災計画」を策定している。計画は、総則、地震・津波編、風水害編、大規模事故編及び資料編で構成されており、直近では令和2年度に修正されている。

### ② 防災訓練の実施

当市では、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び自主防災訓練組織や市民との協力体制に重点を置く総合訓練をはじめ各地域個別訓練を実施している。

### ③ 防災備品の備蓄

当市では、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（千葉県）」に基づく、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」を参考に、地震被害想定結果及び人口等の現況を踏まえた品目ごとの備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努めている。

### ④ 富津市Web版防災ハザードマップの作成

当市では、災害が発生した際に市民が安全で確実な避難行動を取れるようにするための減災対策の取組として、令和4年3月31日にハザードマップを作成している。

紙版である「富津市防災ハザードマップ」を区長回覧により各世帯に配布しているほか、パソコン等でいつでも閲覧できる「富津市Web版防災ハザード

マップ」を公開し、市民の防災意識向上を促進している。

(2) 当会の取組

- ① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県及び市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- 1 富津市地域防災計画では、総則編の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資希望者のとりまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、本市と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 B C P（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、本市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

##### (2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

##### (3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資をうけられるように、金融機関と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

##### (4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP（事業継続計画）の遂行）支援を実施する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会及び市担当者で、必要に応じてBCP（事業継続計画）への取組み状況の確認や改善点について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年度、当市主催による災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品購入一覧

種類	個数	種類	個数
防寒アルミシート	15	懐中電灯・ランタン	11
防寒具（カイロ含む）	50	乾電池	適宜
ヘルメット	11	携帯ラジオ	3
作業用ゴム手袋	20	携帯式携帯電話充電器	3
軍手	30	非常用簡易トイレ	4
雨具	15	ティッシュ	25
洗面用具	15	マッチ・ライター	15
飲料水 2L	50	防虫スプレー	5
タオル	30	発電機	2
非常用ポリタンク	5	マスク	200
簡易食器	100	ハンドアルコール	2
ポリ袋・ラップ	50	抗菌アルコール	2
救急セット	2		
筆記用具・紙・ノート	適宜		
ガムテープ	10		

※上記防災備品は本計画期間中（令和5年度から令和9年度）に購入する。

なお、毎年度の購入は年度初めに検討する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。



(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局長は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。  
※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当市で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
- (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
- (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
富津地区	理事	9人	大まかな被害状況の把握等
大佐和地区	理事	8人	〃
天羽地区	理事	7人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。  
(当会と当市で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・ 地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	・ 地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

④ 当会と当市とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

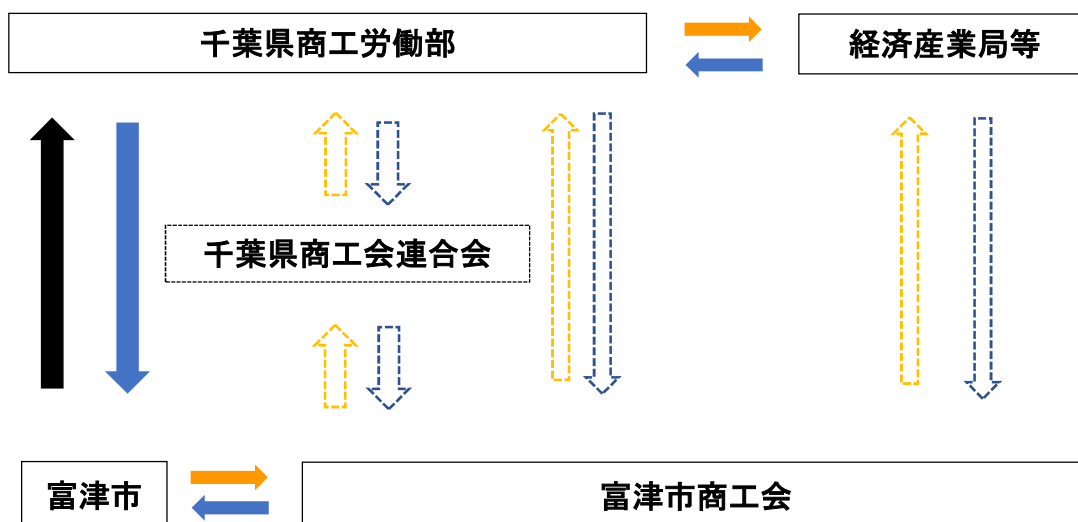
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する。
2週間～3週間	1日に2回共有する。
3週間～1カ月	1日に1回共有する。
2ヶ月以降	2日に1回共有する。

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

### 3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

(3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

#### ① 確認方法

当会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を訪問してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：総代2名、職員1名

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

## ② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当市が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

## 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (2) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (3) ブルーシート等を配布する。
- (4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について富津市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (6) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

## 5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

## 6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

- (1) 事前の対策
  - ① Web会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
  - ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(注) 前記Ⅱの1の(6)の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

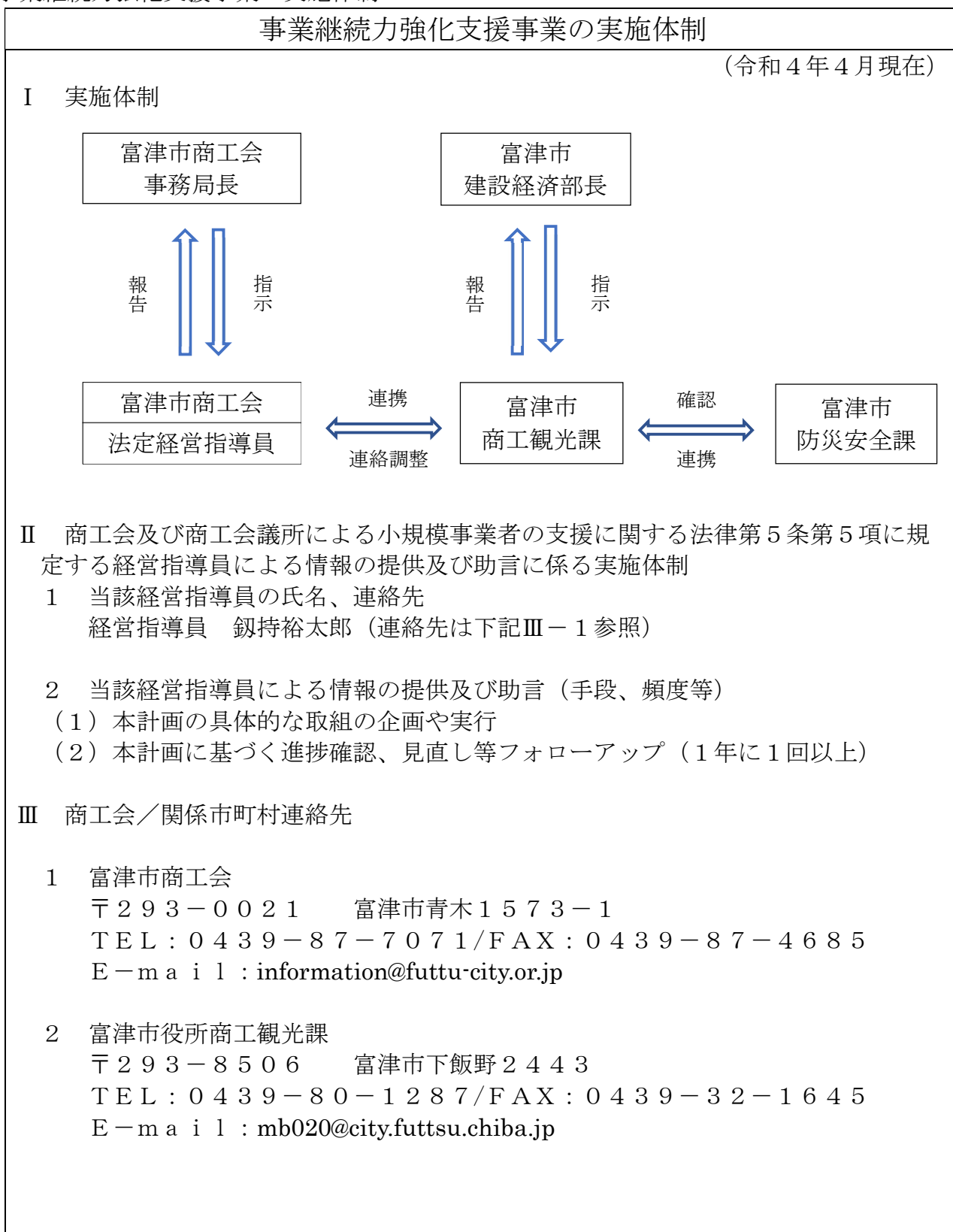
- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
施策普及費	10	10	10	10	10
防災備品関係費	140	140	140	140	140

調達方法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、富津市補助金等